

○佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー利用の合理化の促進により脱炭素社会の実現を図るとともに、市内経済の活性化を推進するため、省エネ家電製品を購入する市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付対象となる省エネ家電製品の購入に係る支援事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を実施する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金を申請する日において、本市に住民登録があり、省エネ家電製品（未使用品に限る。以下同じ。）を市内家電販売店から購入し、自らが居住する市内の住宅（住民登録地と同一であるものに限り、店舗付住宅を含む。）に設置しようとする個人であること。
- (2) 本人又は同一世帯に居住する者が、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当する者でないこと。
- (4) 別表の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本事業の趣旨に照らして適当でないと市長が判断した者でないこと。

(補助対象製品)

第4条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品は、次の各号に掲げるもののうち省エネルギー基準達成率が100%以上であるものとする。

- (1) エアコン（1台のみ対象）
- (2) 冷蔵庫（冷凍庫を含む。1台のみ対象）
- (3) LED照明器具（複数購入可能）

2 前項各号につき、併用して交付しない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、省エネ家電製品の購入価格（消費税を除く。）の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、3万円を限度とする。

2 国、県、その他の団体の補助制度と併用する場合は、補助対象経費の額から当該補助制度で受ける補助金の額を控除するものとする。

3 補助金の額が2万円未満となる場合は、交付しない。ただし、LED照明器具については、1万円未満とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に、必要な書類を添付して補助対象設備の購入前までに市長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を認めるときは、規則に定めるものの

ほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 市長が第15条第4項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- (2) 第15条第4項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算額を加えて返還すること。
- (3) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出等を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

4 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して、省エネ家電製品等購入促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

（申請の取り下げ）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に、省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付申請取り下げ書（様式第4号）により市長に申し出ねばならない。

（補助事業の内容変更）

第9条 交付決定者が、購入する製品の種類等の変更をしようとするときは、あらかじめ省エネ家電製品等購入促進事業補助金変更承認申請書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項以外の事業内容の変更（軽微なものを除く。）は、認めない。

3 市長は、第1項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、

申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、省エネ家電製品等購入促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

4 第7条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

（実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して20日以内又は3月末日のいずれか早い日までに、省エネ家電製品等購入促進事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 市長は、交付決定者が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

（補助金の支払）

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、交付決定者から提出された省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付請求書（様式第9号）により補助金を支払うものとする。

（中止又は廃止の承認）

第13条 市長は、交付決定者がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、交付決定者から省エネ家電製品等購入促進事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、省エネ家電製品等購入促進事業補助金中止（廃止）承認通知書（様式第11号）により当該交付決定者に通知する。

2 前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第9条から前条

までの規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 第7条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 第7条の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取消すこととなったときは、省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知する。

3 第1項の規定は、第11条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、第11条の規定により額の確定をした場合（第13条第2項において準用する場合を含む。）において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を交付決定者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、省エネ家電製品等購入促進事業補助金返還命令書（様式第13号）により行う。

(調査)

第16条 市長は、交付決定者の自宅における省エネ家電製品の使用状況等について、調査をすることができる。

2 交付決定者は、前項の調査に対して協力しなければならない。

(所管)

第17条 この事業の事務は、総合政策課において所掌する。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。)

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
E-mail

年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付申請書兼誓約書

年度省エネ家電製品等購入促進事業の交付を受けたいので、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。なお、補助金の交付に当たり、私の世帯構成員の住民基本台帳について、確認することに同意します。

購 入 製 品 (1 つ に ○)	1 エアコン	2 冷蔵庫	3 LED照明器具
購 入 金 額 (消費税を抜いた額)	円 ①		
補 助 金 交 付 申 請 額	① × 1/2 (1,000円未満切捨)		円
添付書類 (1) 購入製品の補助対象経費が確認できる見積書の写し (2) 購入製品の省エネ基準達成率100%以上が確認できるカタログ等 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類			

上限額：3万円 下限額：2万円（ただし、LED照明器具の下限額：1万円）

※メールアドレスをご記入いただいた場合は、補助金交付額確定後の交付請求書をメールで提出することが可能です。

誓約書

私は、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金の交付を申請するに当たり、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱の規定する全ての要件を満たしていることを誓約いたします。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

第 号
年 月 日住 所
氏 名

様

佐渡市長



年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました省エネ家電製品等購入促進事業補助金の交付について、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額	円
交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付けで申請のとおり交付を決定する。
交付の条件	(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、事前に市長の承認を受けること。 (2) 補助事業の内容を変更する場合は、事前に市長の承認を受けること。 (3) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、事前に市長の承認を受けること。 (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事前に市長に報告してその指示を受けること。 (5) 上記に定める交付の条件のほか、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第 7 条の交付条件を遵守すること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長



年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました省エネ家電製品等購入促進事業補助金の交付について、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

（不交付の理由）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付申請取り下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった省エネ家電製品等購入促進事業補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 取下げ理由
- 2 その他

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変 更 の 理 由	※購入する省エネ家電製品の種類等を変更する具体的内容	
変更後の購入金額 (消費税を抜いた額)		円①
補助金交付申請額	① × 1/2 (1,000円未満切捨)	円
添付書類 (1) 購入製品の補助対象経費が確認できる見積書の写し (2) 購入製品の省エネ基準達成率100%以上が確認できるカタログ等		

上限額：3万円、下限額：2万円（ただし、LED照明器具の下限額：1万円）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

佐渡市長



年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した省エネ家電製品等購入促進事業補助金について、次のとおり変更交付決定したので佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

交付決定額 (変更内訳)	変更前の額	円
	変更後の額	円
	変更の増減額	円
交付の条件	(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、事前に市長の承認を受けること。 (2) 補助事業の内容を変更する場合は、事前に市長の承認を受けること。 (3) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、事前に市長の承認を受けること。 (4) 上記に定める交付の条件のほか、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第 7 条の交付条件を遵守すること。	

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった省エネ家電製品等購入促進事業について、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を次のとおり報告します。

購 入 製 品 (1 つ に ○)	1 エアコン	2 冷蔵庫	3 LED照明器具
交 付 決 定 額			円 ①
購 入 金 額 (消費税を抜いた額)			円 ②
補 助 金 実 績 報 告 額 ※①又は②×1/2(千円未満切捨)のいずれか少ない方			円
添付書類 ・ 購入内容・購入日が確認できる領収書の写し			

上限額：3万円、下限額：2万円（ただし、LED照明器具の下限額：1万円）

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長



年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした 年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金については、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

- 1 交付決定額
- 2 交付確定額
- 3 額を変更して確定した理由

年 月 日

佐渡市長 様

請求者 住 所
氏 名

年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった省エネ家電製品等購入促進事業補助金を下記のとおり交付されるよう、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

金 円

振込口座 金融機関名・支店名

口座種別

口座番号

（フリガナ）

口座名義人

※ 通帳の写し（表紙の次のページ）を添付してください。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった省エネ
家電製品等購入促進事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、省
エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

（中止・廃止）の理由

年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長



年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）の承認申請があった 年度省エネ
家電製品等購入促進事業補助金については、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補
助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 決定内容 中止（廃止）の承認

年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長



年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった省エネ家電製品等購入促進事業補助金については、佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付決定取消額 円
- 2 交付決定取消の内容

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長



年度省エネ家電製品等購入促進事業補助金返還命令書

佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金交付要綱第15条第4項の規定により、
下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき額
- 2 返還期限
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助金等の交付済額

年 月 日交付 円

- 6 補助金等の交付確定額